

住民税課税事務

外国人労働者の帰国時の未納額への対応

愛媛県今治市市民税課
高橋 果林

1 はじめに

今日、日本で働く外国人労働者の数は増加している。厚生労働省によると、令和元年10月末時点の外国人労働者数は165万8,804人で、前年の同期と比較すると、19万8,341人増加したということだ。これは、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを平成19年に事業主に義務付けて以来、過去最高を更新した数値となるようだ。私は普段の業務で主に特別徴収を担当しており、業務を行う中で気になることがあった。それは母国に帰国する外国人労働者の未納分の処理である。地方税法第294条第1項第1号及び第2号では、個人住民税の納税義務者を、「市町村内に住所を有する個人」、「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」としている。また、平成24年7月9日に個別通知「外国人等に対する住民税の取扱いについて」が廃止され、外国人等に対しても日本人同様地方税法第294条第1項第1号及び第2号に基づく取扱いとなったと『令和元年度版 個人住民税実務の手引』に記載がある。つまり、日本で働く外国人労働者も、賦課期日に日本国内に住所がある以上、納税義務があるのだ。以下、実際に業務内で経験した事例、そしてその対策案を述べていく。

2 現状・事例

愛媛県では、平成27年度より県内全域で特別徴収の完全実施を開始した。『今治市市税条例』第44条第6項では、未納分の一括徴収を、

①当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合

②翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合

に行うよう規定している。つまり、外国人労働者が帰国する際に一括徴収するよう明確な規定はないのが現状である。

特別徴収事務を行う中で実際に私が直面した事例には次のようなものがある。まず、外国人労働者の帰国に伴う「給与所得者異動届出書」を「帰国のため徴収不可」の記載とともに未納額ありで提出するというものだ。1月1日の住所には就労時の居所、ここでは今治市の住所を記載し、現住所には母国を記載、または記載なしとしている。納税管理人を指定している、あるいは特別徴収義務者が預かっているといった意志表示もないため、この未納額は行き場がなくなってしまい、最終的には公示送達などの形がとられる。

次に、「少ない給料で実習をしているのに更に税金まで徴収するのはかわいそう」という声だ。私はドイツに留学をした経験があるが、その際に月額でラジオ放送の視聴料金を請求された。留学生でも支払う義務があるのか問い合わせたところ、視聴機器の有無や視聴するしないにかかわらず支払いは義務とのことであった。結局支払いをしたのだが、このよ

うな経験から、一時的、それも勉強のために外国に来ているのに支払うお金が増えるのは納得がいかない、という気持ちも全く理解できないわけではない。しかし、「帰国するからしょうがない」という考えは一種の逃げではないだろうか。

3 対策案

現在今治市では、当初賦課時に納税通知書に同封する「特別徴収の手引き」という冊子の中で、「外国籍の従業員が帰国される場合は、一括徴収にご協力ください」という文言を添えて帰国の際には一括徴収をすることを呼びかけている。しかし、隅に小さく書かれているのみで、実際それほど目にされていないのが現状だろう。そこで私は、今治市でも取り入れたい対策として以下のものを挙げる。

3-1 特別徴収義務者向け

まず、特別徴収義務者に向けて、帰国予定の外国人納税義務者がいる場合は事前に担当課、今治市では市民税課に知らせてもらうよう依頼するというものだ。既に取り組んでいる自治体もあり、事前に対策がしやすいとのことだ。今治市では、当初賦課時に特別徴収をする納税義務者を把握するために、事前に「特別徴収予定者リスト」というものを特別徴収義務者に送付している^{*1}。1月に提出のあった「給与支払報告書」や「給与所得者異動届出書」などをもとに、特別徴収をする予定であることを市が認識している納税義務者の一覧を発行し、普通徴収を認める以下の6つの項目^{*2}

- A. 給与の支払期間が不定期（給与の支払いが毎月ではない）
- B. 給与が少なく、給与から税額が引ききれない・給与支払金額930,000円以下
- C. 退職者または退職予定者（5月末まで）
- D. 他の事業所で特別徴収として扱う乙欄等

該当者

E. 事業専従者

F. 総受給者数が2名以下（退職者・乙欄・専従者を除く）

に該当し普通徴収を希望する者や、新規就職などで新たに特別徴収を希望する者がいる場合などでその一覧に修正があれば別紙にて提出してもらうという内容だ。現状では、それらの者がおらず一覧に修正がなければ提出不要としているが、提出を求める要件として、「年度途中帰国予定者」を追加してはどうだろうか。そして、当初賦課の際に「帰国前に未納額のないように、または全額預かるように」という内容の別紙を添付する。帰国の際に給与所得者異動届出書を受け取るのみでは、急であるため何の対策も講じることができない。あらかじめ、市も帰国予定者を把握することにより、特別徴収義務者へ呼びかける機会も増やすことができる。

また、研修受講時の討議において「特別徴収の手引き」内に納税管理人指定用紙を入れているという自治体もあった。納税管理人の指定の仕方がそもそもわからない、という特別徴収義務者もいるかもしれないため、注意を引くためにも有効であると考ええる。

3-2 納税義務者向け

現在今治市では、帰国する際に全額徴収することを特別徴収義務者にしか周知していない。納税義務者自身が、外国人労働者であろうと納税は義務であるということを認識できていないのではないだろうか。そこで、納税義務者にも納税の意識を高めてもらうため、外国語のちらしを作成してはどうだろうか。3-1で述べた「特別徴収予定者リスト」の回答で帰国予定者があった場合、その者への「決定通知書」とともに、帰国前に全額納税することが義務であるという旨のちらしを添付する。また、年度途中で納税義務者に税額など

の変更があった場合に送付する「変更通知書」にも、送付のたびにそのちらしを添付する。言語は、日本語・英語・中国語を想定している。

4 今治市で開始した取り組み

既述の事例や対策案を踏まえ、今治市では令和2年度から新たに次の取り組みを開始した。

①「納税管理人申告書」並びに「市県民税試算依頼書」の導入

毎年12月末に、給与支払報告書の提出を依頼する文書を特別徴収義務者に送付するのだが、外国人納税義務者を有する特別徴収義務者宛には、「納税管理人申告書」並びに「市県民税試算依頼書」及びそれらの説明文書を同封することとした。実際に納税通知書を送付するのは、特別徴収は5月15日頃、普通徴収は6月10日頃だが、事前に「納税管理人申告書」並びに「市県民税試算依頼書」を受理したうえで課税予定の金額を伝え、納税義務者から金額を預かり、納税通知書送達後に代理で納付してもらう。

②出国前に完納するよう喚起するちらしの導入

特別徴収の当初納税通知書を発送する際に、外国人の納税義務者を有する特別徴収義務者宛には、退職や出国に伴う住民税の支払い忘れがないよう喚起するちらしを同封した。日本語版、英語版、中国語版の3枚1組である。

狙いは、納税義務者に直接ちらしを読んでもらい、納税の意識を高めてもらうだけではない。上記申告書や試算依頼書、そして外国語のちらしを実際に目にしてもらうことで、特別徴収義務者にも、納税義務者とともに最後まで納税の義務を果たす責任があるという意識をもってもらえることを期待している。

令和2年度課税分は、約500の事業所に向けて上記申告書や試算依頼書、ちらしを同

封した。結果、令和2年7月末時点で、約60名分の「納税管理人申告書」並びに「市県民税試算依頼書」の提出がされている。今後とも、納税義務者や特別徴収義務者の納税義務の意識向上に向け、努めていきたい。

5 おわりに

グローバル化が急速に進む今日、日本で働く外国人労働者の数は今後も増加していくだろう。少子高齢化が進む日本で、外国人労働者は不可欠な存在となりつつあると考える。帰国の際には「できるだけ」一括徴収をするようにという弱いニュアンスでしか伝わっていないのが今治市の現状であると感じる。今後は、納税は「できるだけ」ではなく「義務」であると周知をより強めていくべきではないだろうか。そのためにも、上記の対策を講じることをはじめとし、説得力のある法改正や規則の追加なども必要であると考えている。

*1 令和2年度課税をもって廃止した。

*2 平成31年度（課税分）はEとFを除く4項目で特別徴収義務者に案内したが、実情としてはEとFも認めた。また、令和2年度課税分はA～Dの4項目のみとした。

【出典】

- ・厚生労働省ホームページ『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和元年10月末現在）』
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html（令和2年8月26日最終閲覧）
- ・一般財団法人地方財務協会発行、地方税制度研究会編集『平成30年度 地方税法 法律篇』、2018年
- ・公益財団法人東京税務協会編集・発行『令和元年度版 個人住民税実務の手引』、2019年
- ・「今治市市税条例」2005年、条例第61号
- ・総務省ホームページ『外国人の方の個人住民税について』
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html（令和2年8月26日最終閲覧）